

# 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 に基づく吹田市の取組み（令和7年（2025年）6月時点）

資料3-3

## ・推進方針1 手話への理解の促進及び普及

- すべての職員が、「こんにちは」、「ありがとう」、「よろしくお願いします」の手話を覚える（研修動画の作成、各職場に啓発ポスターを掲示）。
- すべての職員が、手話を言語とする聴覚障がい者に対応する際、安心して手続きや相談を行っていただけるよう適切に接遇を行う。

## ・推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

- イベントを実施するとき、会議を開催するとき、必要に応じ手話通訳者や要約筆記者の手配を行うよう、準備段階から検討する。
- 窓口のわかりやすい場所に、耳マークを設置し、必要に応じて筆談で対応する（筆談ボードを設置する）。
- 市民への通知文等の作成にあたり、UDフォントを使用する。
- 市政に関する情報を発信する際、ホームページやSNSでも必ず周知する（紙媒体だけでなく、広く周知する）。

## ● 3つの手話啓発ポスター

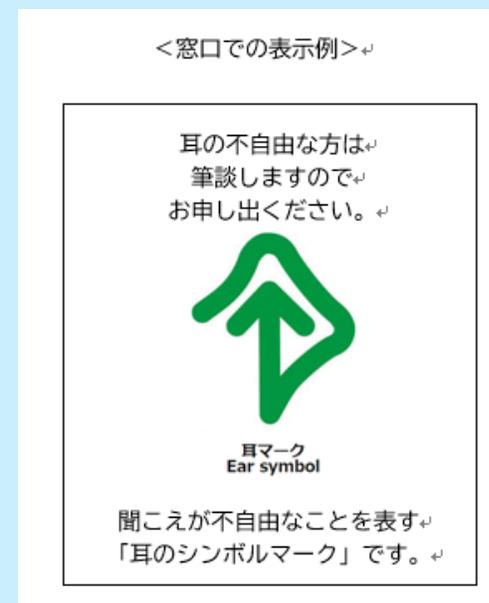
市役所の全職場に手話であいさつポスターを掲示



## ● 耳マーク

「聞こえない・聞こえにくい」ことを示し、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくマーク。

著作権は一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が保有。  
<https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/#box-mimi-jirei>



## ● 筆談マーク

ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めるために考案されたマーク。

著作権は一般財団法人全日本ろうあ連盟が保有。  
<https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854>

